

# 行政 視 察 報 書 (案)

令和7年12月18日

委員会名		総務常任委員会
参 加 者	委員長	清水 隆男
	副委員長	金崎 達
	委 員	小谷 英次郎 岩田 泰明 原 久美子 井上 昌彦 武松 忠 篠原 弘
期 間		令和7年11月10日（月）～11月12日（水）
視察地、調査項目及び概要	道央廃棄物処理組合	<p>1 広域ごみ処理施設の管理運営について</p> <p>(1) 本市の現状等</p> <p>本市では、箱根町・真鶴町・湯河原町と1市3町で、小田原・足柄下ブロック内のごみ処理広域化を目指して、平成18年度に設立した「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」において検討を進めている。これまで、令和元年度に策定した「小田原・足柄下ブロックごみ処理広域化実施計画」により、将来的なブロック全体での広域化（1系統化）を見据え、小田原市系統と足柄下郡3町の系統の2系統でのごみ処理体制への整備を進めてきたが、令和7年度中に実施の目途が立ったことから、令和7年度は、1系統化によるごみ処理広域化に向けて、1市3町のごみ処理広域化の基本構想の策定に取り組んでいる。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>道央廃棄物処理組合では、千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町の2市4町で一部事務組合を構成し、新たに建設した道央廃棄物処理組合焼却施設において令和6年4月から可燃ごみの共同処理を開始した。ごみを燃やした時に発生する熱を利用して蒸気タービン発電機により発電し、施設内で使用したり、電力会社に売却するなど、環境に優しく持続可能な循環型社会の構築を目指している。</p> <p>上記の取組について、焼却施設の管理運営形態や2市4町での機能分担等の調査を行い、本市の参考とするため。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>道央廃棄物処理組合は、千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町の2市4町で構成される一部事務組合であり、環境負荷の低減や経済的負担の縮減を図るために設立された。</p> <p>組合の設立は平成26年2月で、焼却施設及び最終処分場の設置、管理運営を目的としている。組合の管理者は千歳市長が務め、事務局職員は構成自治体からの派遣職員8名で構成されている。</p> <p>焼却施設は、令和6年4月から本格稼働しており、現在1年半が経</p>

視察地、調査項目及び概要	<p>道央廃棄物処理組合</p> <p>過しているが大きなトラブルなく順調に稼働している。</p> <p>焼却施設の事業方式は、令和6年4月の施設稼働が可能であり、運営管理費の削減が期待できるD B + O方式(設計・建設を一括発注し、運営管理を別に発注する方式)を採用した。建設工事・施工監理業務の契約金額の合計は約123億円で、防衛省の補助金を活用している。</p> <p>焼却施設は、建築面積約4970平方メートル、延床面積約8,381平方メートルで、焼却方式はストーカ式を採用している。また、24時間運転で1日の処理能力は158トンとなっている。</p> <p>余熱利用として連続最大出力1990kWの発電施設を設置し、焼却施設内で利用するほか余剰電力を電力会社に売却している。売電による年間収入は令和7年度は約9000万円を見込んでおり、これを委託費に充当して関係市町からの負担金の低減に努めている。</p> <p>各市町の負担割合を決定するに当たっては、各市町が単独で建設、運営を行った場合に対し、広域化した場合に負担がなるべく公平に低減されるよう約4000とおりの組み合わせをシミュレーションし決定した。また、組合として分別方法や収集手数料の統合は行っていない。</p> <p>管理運営事業については、20年間の長期包括的委託として公募型プロポーザル方式で事業者を選定しており、契約額は税込で130億5480万円（年間約6億5000万円）となっている。</p> <p>最終処分場の設置場所については、選定方法も含め現在協議を進めている。</p> <p>説明を受け、質疑を行った後、施設の見学を行った。</p> <p>(4) 考察</p> <p>焼却施設設置場所の選定については、現在設置されている千歳市には組合設立前より焼却施設があったことがあるが、説明会において、ダイオキシン対策等について丁寧に説明を行ったことにより、地域住民からの反対は特段なかったとの説明があった。また、分別方法等については、組合として分別方法や収集手数料の統合は行ってはいないものの、広域化のタイミングで各市町において分別内容や手数料の見直しは行われており、説明会や広報など丁寧な住民説明が行われてきたと考えられるとの説明があった。</p> <p>焼却施設設置場所については、環境面等の観点から地域住民の理解を得ることが難しい場合もあると考えられ、また、ごみの搬出については、日々の生活に密接に関わる事項であることから、市民・町民に対する丁寧な説明が大切であると感じた。</p> <p>また、本施設には、ごみの減量や分別への理解を図るため、見学者用専用のブースを設置し、施設の見学も積極的に受け入れており、本来のごみの焼却という目的だけではなく、市民等の環境学習の場としても寄与している。</p> <p>空気を汚さない、臭いを外に出さない取組やごみの焼却時の熱を利用し発電した電気を使用・売却することで、各市町の負担を削減しようとする取組など、環境面や財政面に配慮した長期的な管理運営を目指す道央廃棄物処理組合の取組は、大変参考となるものであった。</p>
--------------	---

視察地、調査項目及び概要	<p>1 治自会・町内会の支援について</p> <p>(1) 本市の現状等</p> <p>本市では、市内に249の地区自治会があり、約67%が加入しているが、全国的な課題と同様、加入率の低下や役員の担い手不足等が見られる。また、令和6年度をもって活動を終了した自治会も発生している状況にある。</p> <p>市の地区自治会に対する支援としては、加入促進チラシの窓口での配布や広報紙での周知、地域で活動する上で必要な補助金の交付等を行っており、249の地区自治会長をもって組織されている自治会総連合と連携してまちづくりを進めている。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>札幌市では、「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を制定し、町内会など地域活動の活性化に向けて取り組む市民の一助とするために、セミナーの開催やアドバイザー派遣、冊子制作や町内会加入啓発促進キャンペーンの実施、マチトモ応援大使による広報活動などの自治会・町内会に対する支援を行っている。</p> <p>上記の取組について、制度の背景や経緯、成果等の調査を行い、本市の参考とするため。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>札幌市では、町内会・地域住民・事業者・札幌市の4者が町内会の意義や重要性を認識して共有し、またそれぞれの役割等を定めることを目的として「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を令和5年4月1日に施行した。</p> <p>条例制定に当たっては町内会との調整等の理由から内容を含め、一旦白紙に戻した経緯もあり、新たに条例案を作成するに当たっては延べ105回（おおよそ連合町内会の数）の意見交換会を行い（単位町内会2200団体については書面で意見聴取）、連合町内会を中心に丁寧に意見を聴取した。</p> <p>市の施策の基本的な事項として、「町内会への加入や設立を促進するための支援」、「町内会の負担を軽減するための支援」、「町内会に関する広報・啓発」、「町内会の担い手の育成と確保につながる施策」を実施することが定められており、条例制定と同時に、府内に「町内会支援推進本部」を設置し、縦割り行政の問題を解消するための横断的な取組を行っている。</p> <p>また、「町内会の維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況」を公表するとともに、公表に合わせて、施策に対する意見や町内会への加入促進、負担軽減に関するアンケートを行っており、その結果を新たな町内会の支援策につなげている。</p> <p>具体的な支援策としては、運営・活動に対する「住民組織助成金の交付」、各町内会の課題解決のための「町内会アドバイザー派遣」や「町内会未来塾の実施」、デジタル活用の環境整備のための「デジタル補助金（上限10万円、年100団体）の交付」、専門家が電子回覧板の活用方法等を伝える「デジタル化出前講座の実施」、スマホの基本的な操作を習得するための「スマホ教室の実施」等の取組を行っている。</p> <p>また、加入促進の取組としては、若い世代を含めて町内会活動に関</p>
--------------	--

視察地、調査項目及び概要	<p>北海道 札幌市</p> <p>心を持ってもらうため「マチトモ応援大使」を設置し、制作した町内会応援ソング、テレビ番組等のYouTubeなどの放映、イベントでのPR活動などを行っているが、加入促進について効果を測定するのは難しいとのことであった。</p> <p>(4) 考察</p> <p>札幌市では、「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を基本的な考え方として、民間企業のコンサルタントを活用した事業も含め、様々な町内会への支援策を行っていた。</p> <p>条例を制定する際には、「町内会の意見を聞いていない」ということから、一旦白紙になった経緯があるという話もあったが、現在は施策の実施状況の公表に合わせてアンケートをとり、その結果を次の施策に反映させる等、積極的に、かつ丁寧に町内会の意見を伺っている状況が見受けられ、町内会と行政との協力・連携体制を大切にしていることがうかがえた。</p> <p>また、条例制定と同時に、縦割り行政の問題を解消するために、府内に「町内会支援推進本部」を設置し、横断的な取組を行っているとのことで、行政内の連携も重要視していることがうかがえた。</p> <p>そして、町内会に対する行政業務の依頼については、形骸化していた府内のマニュアルを再構築して活用しているとのことで、町内会側も行政側も人の入替がある中で、また、時代に即したより良い形で運用するためには、マニュアル等の定期的な見直しも必要であると考えられる。</p> <p>札幌市には、連合自治会約105団体、単位自治会が2200団体あり、人口、財政面の規模等の状況は本市とは異なるものの、抱えている課題は共通しており、様々な取組を行っている札幌市の事例は、大変参考となるものであった。</p>
北海道 旭川市	<p>1 庁内DX化の推進による業務改革について</p> <p>(1) 本市の現状等</p> <p>本市では、令和4年4月に「小田原市DX推進計画」を策定し、スーパーシティへの応募やデジタル田園都市国家構想交付金等を活用したスマートシティの推進など、デジタルの力を最大限に生かしたまちづくりを進めてきた。</p> <p>行政DXという観点では、「書かない窓口」の導入や窓口キャッシュレス決済サービスによる市民の利便性向上、文書管理・電子決裁やRPA（パソコン上で定型的な作業を自動化するツール）、生成AIを活用した業務の効率化を図っている。</p> <p>現在は、デジタル技術の進歩が速いことや、持続可能な行政経営を図るために、これまでの取組やデジタル化に向けた考え方や進め方について、再整理と見直しを行っている。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>旭川市では、「日本一のデジタル行政」を目指してDXによる業務改革を進めている。ノーコードツールやRPA等を活用し、職員の単純作業にかける時間を削減し、きめ細かなアナログサービス、より質の高い仕事へシフトできるよう取り組んでいる。</p>

視察地、調査項目及び概要	<p>上記の取組について、導入の経緯、具体的な事例、成果等の調査を行い、本市の参考とするため。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>旭川市では、令和7年1月に「d X加速化方針」を策定し、日本一のデジタル行政を目指している。デジタル（d）はあくまで手段であり、目標は業務改革（X）。技術の進歩が非常に速い現代においてデジタル技術を活用した業務変革を加速化することが大切だと考えているとのことである。</p> <p>令和4年にCDO（最高デジタル責任者）を設置し、まずは職員の意識醸成から始め、その後窓口のデジタル化等に取り組んできた。</p> <p>目指す将来像として、①市民・事業者にとって便利な行政サービス、②働きやすい・働きがいのある市役所、③新しい価値創造を掲げており、特に事業者向けのサービス改善と、職員の働き方改革がDXと両輪で進めるべき重要事項としてしている。</p> <p>具体的なDX事例としては、RPAと業務アプリ作成ツール「kintone」を導入した。RPAについては、ふるさと納税の集計作業、国民年金加入受付簿の作成等27課53業務で導入し、令和6年度末で年間6460時間の業務時間を削減した。また、kintoneについては、2022年度にサイボウズのキャンペーンを活用して無償トライアルを行い、2023年度から有償契約に移行した。そして、現在は民間事業者によるアプリ構築のための伴走支援を受けており、さらに企業版ふるさと納税を活用した人材派遣型の支援も受けており、複雑なアプリの開発も含め、職員自身がアプリ開発を進めている。</p> <p>具体的な活用事例として、粗大ごみ申込、就学相談、行政視察申込等で導入している。</p> <p>行財政改革への効果として、コスト削減、業務効率化、時間外勤務の縮減、職員のマインド向上などがあり、特に職員自身が業務改善ツールを作成する「成功体験」が重要であり、それが市役所全体のDX推進マインドの醸成につながっていると考えているとのことであった。</p> <p>(4) 考察</p> <p>全体を通して、「日本一のデジタル行政」に向けて、担当部署の職員をはじめ、職員の熱意により、様々な改革が行われていることがうかがえた。</p> <p>特に、職員の働き方や職員のマインドの部分に焦点を当てている話が多く、市役所で働く職員がまずは元気に、自分の仕事に誇りを持って働くように、そして働きやすく・働きがいのある職場になるようという考え方をベースに、d Xに取り組んでいる状況が見受けられた。</p> <p>また、「d X加速化方針」では、名称からこだわっており、あえて「d」を小文字に、「X」を大文字にすることで、「デジタル」はあくまで手段、目標は「業務改革」であり、手段が目的化しないように職員が意識できるような工夫がされていた。</p> <p>そして、業務を削減することが最終目標ではなく、削減して空いた時間を「きめ細かなアナログサービスや、より質の高い企画立案に充</p>
--------------	---

視察地、調査項目及び概要	<p>旭川市</p> <p>北海道 旭川市</p> <p>旭川市では、「命の大切さを伝える施設」、「動物にやさしい施設」、「人と動物の正しい関係を学べる施設」を基本コンセプトとして、動物愛護センター「あにまる」を設置しており、適正・終生飼養に関する飼い主責任の啓発強化等に取り組んでいる。</p> <p>上記の取組について、動物愛護に関する普及啓発や動物愛護基金等の調査を行い、本市の参考とするため。</p> <p>（1）本市の現状等</p> <p>本市では、動物愛護の取組として、犬猫の飼い方マナー啓発として、広報紙への掲載や愛犬手帳での周知のほか、犬のしつけ教室やドッグランの実施、ふん尿放置禁止看板の貸与等を行っている。また、「野良猫を減らす対策」として、野良猫を自ら飼い猫として飼養する場合における去勢・不妊手術費の一部を補助しているほか、「野良猫を増やさない対策」として、公益財団法人どうぶつ基金を利用して、ボランティアと連携し、TNR（Trap Neuter Return）活動を行っている。</p> <p>また、多頭飼育・不適切飼育問題については、小田原保健福祉事務所を中心に、本市環境部・福祉健康部等をメンバーとした「見守りチーム」により、連携して対応することとなっている。</p> <p>（2）調査目的</p> <p>旭川市では、「命の大切さを伝える施設」、「動物にやさしい施設」、「人と動物の正しい関係を学べる施設」を基本コンセプトとして、動物愛護センター「あにまる」を設置しており、適正・終生飼養に関する飼い主責任の啓発強化等に取り組んでいる。</p> <p>（3）調査概要</p> <p>旭川市では、中核市移行（平成12年）に伴い、動物愛護関連業務を北海道から移管し、老朽化した嵐山犬抑留所に代わる拠点として、平成24年に動物愛護センター「あにまる」を設置した。なお、愛称である「あにまる」は、「アニマル」と「丸（輪）」を組み合わせ、人と動物双方にとって幸せな社会を願うコンセプトが込められている。</p> <p>「あにまる」は、官公庁等に囲まれた市中心部に立地し、鉄筋コンクリート造（地上2階・地下1階、塔屋1階）、延床面積734.54m<sup>2</sup>で、施設内には、猫検疫室・猫保護室・犬保護室のほか、多目的ホール、治療・傷病室等を備え、収容規模は犬28匹、猫42頭となっている。屋外には犬運動場も整備され、適切な環境下で保護管理を行っている。</p> <p>業務としては、動物愛護の普及啓発、犬猫の収容・譲渡、多頭飼育崩壊への対応、負傷動物の保護、飼い主のいない猫の不妊措置など</p> <p>（4）調査結果</p> <p>（5）調査報告書</p>
--------------	--

視察地、調査項目及び概要	北海道 旭川市	<p>ど多岐にわたっている。</p> <p>施設の運営費は令和7年度で3646万円だが、ほぼ全額を動物愛護基金で賄い、一般財源の負担を抑制している。また、動物愛護基金の利用内容には、飼い主のいない猫の不妊措置や動物愛護の普及啓発に関する経費も含まれている。</p> <p>また、飼い主のいない猫の不妊措置については、希望者からの申請により、対象地域の町内会への周知、捕獲、手術、捕獲場所に戻す一連の業務を職員が行っている。</p> <p>多頭飼育崩壊については、事前に状況を把握していく中で、引取りに対する飼い主の同意が得られないことも多く、最終的に経済状況や健康状態の悪化がすすんでしまってどうしようもなくなつてから引き取ることが多く、多頭飼育崩壊が起きると、「あにまる」の収容可能数を超えてしまう恐れがあり、危惧しているとのことである。</p> <p>また、周辺の町と共同で「たいせつどうぶつ愛護憲章」を定めたり、地元動物愛護団体や獣医師会と連携・協力しながら、動物愛護の推進に取り組んでいる。</p> <p>所管からの説明を受け、質疑を行った後、施設の見学を行った。</p> <p>(4) 考察</p> <p>旭川市では、市役所に隣接した市の中心部に動物愛護センターが設置されており、交通アクセスも良好で、市民に身近な施設であると感じた。</p> <p>また、動物と共に共生し、より良い地域を目指すために、周辺の市町、1市8町と共同で「たいせつ動物愛護憲章」を定め、動物と調和していくための指針を示すなど、近隣の自治体と協力して動物愛護に関する取組を行ったり、ふるさと納税を活用した寄附金を施設の管理をはじめ、飼い主のいない猫の不妊措置や動物愛護・適正飼養の普及啓発に充てるなど、市の財政負担にも配慮した動物愛護に関する取組を行うなど、積極的に動物愛護行政に取り組む状況が見受けられた。</p> <p>多頭飼育問題については、旭川市でも課題となっており、最終的に経済状況や健康状態の悪化が進んでどうにもならなくなつてから引き取ることが多いとのことで、多頭飼育崩壊を未然に防ぐことが重要であることを改めて認識した。</p> <p>旭川市は、中核市であり動物愛護センターの設置等については本市と異なる役割を担っているが、動物愛護条例の制定、動物愛護憲章の策定、動物愛護基金の設置等、動物愛護に関する様々な取組を行っており、大変参考となるものであった。</p>
--------------	------------	--

自治会に関する調査【各市回答結果】

自治体名	R7.4.1現在の人口（人）	世帯数について		面積（km <sup>2</sup> ）	地区自治会連合会の数	単位自治会の数
		R7.4.1現在の市全体の世帯数	R7.4.1現在の自治会に加入している世帯数			
小田原市	185,293人	85,965世帯	57,653世帯	113.60km <sup>2</sup>	26	249
横浜市	3,769,150人	1,827,978世帯	1,193,206世帯	438.23km <sup>2</sup>	252 (R6.4.1現在)	2,827 (R6.4.1現在)
川崎市	1,553,920人	790,411世帯	435,080世帯	144.35km <sup>2</sup>	21	650
横須賀市	367,698人	166,043世帯	129,264世帯	100.80km <sup>2</sup>	25	361
鎌倉市	170,034人	77,358世帯	非公開	39.66km <sup>2</sup>	非公開	177
逗子市	55,136人	25,048世帯	17,626世帯	17.28km <sup>2</sup>	4	79
三浦市	39,141人	17,064世帯	16,004世帯	31.44km <sup>2</sup>	3	54
相模原市	722,148人	350,011世帯	152,378世帯	328.91km <sup>2</sup>	22	578
厚木市	223,270人 (R7.5.1現在)	107,064世帯 (R7.5.1現在)	56,935世帯 (R7.5.1現在)	93.83km <sup>2</sup>	15	213

自治体名	R7.4.1現在の人口（人）	世帯数について		面積（km <sup>2</sup> ）	地区自治会連合会の数	単位自治会の数
		R7.4.1現在の市全体の世帯数	R7.4.1現在の自治会に加入している世帯数			
大和市	245,635人	123,028世帯	64,213世帯	27.06km <sup>2</sup>	10	151
海老名市	141,488人	63,613世帯 (R7.1.1現在)	36,341世帯 (R7.1.1現在)	26.59km <sup>2</sup>	6	60
座間市	131,893人	63,079世帯	22,590世帯	17.57km <sup>2</sup>	16	171
綾瀬市	82,787人	36,380世帯	非公開	22.14km <sup>2</sup>	1	14
平塚市	257,818人	118,794世帯	74,987世帯	68.02km <sup>2</sup>	27	224
藤沢市	443,488人	204,786世帯	131,394世帯	69.56km <sup>2</sup>	14	473
茅ヶ崎市	244,975人	108,634世帯	76,571世帯	35.70km <sup>2</sup> <small>(まちぢから協議会を含む)</small>	13	135
秦野市	160,069人	73,799世帯	39,010世帯	103.76km <sup>2</sup>	8	237
伊勢原市	101,057人	47,876世帯	35,546世帯	55.56km <sup>2</sup>	7	101
南足柄市	39,022人	16,749世帯	10,444世帯 (R6.10.1現在)	77.10km <sup>2</sup>	0	34

自治体名	自治会加入率の推移 (%)			自治会の加入率の高い地域と低い地域の特徴	行政依頼業務について			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和6年度の実績	その他自治会が協力している業務	行政依頼業務の見直しに向けて、市として取り組んでいること	行政依頼業務についての府内マニュアルの有無
小田原市	71.90%	70.20%	68.70%	小田原駅周辺地区は、マンションの建設時に、オーナーや管理会社と交渉し、住民の自治会加入をお願いし、また、小田原駅周辺の商店の方々も自治会に加入することで、非常に加入率の高い地区である。 加入率が低い地区は、市縁辺部に多く、地域とのつながりが比較的希薄になりがちな新興住宅地や単身世帯用の集合住宅などが集中している傾向にある。	・回覧年間件数 31件 ・全戸配布年間件数 3件 ・ポスター掲示件数 18件 ・委員推薦件数 3件	【事業】 ・環境美化:ごみ集積場所の管理・資源ごみの収集・河川清掃・ポイ捨てキャンペーン ・防災:地区防災計画の作成、広域避難所運営委員会への出席、訓練参加 ・防犯:パトロール・あいさつ運動 ・交通安全:交通安全キャンペーン・児童の上下校見守り ・児童遊園地:運営・補修・増設・撤去 【地域協力】 ・委員推薦への協力:連合単位での民生委員、青少年育成推進員、健康普及員、防犯指導員、体育振興会役員、国勢調査の調査員選出への協力 ・各種会合への出席:育成会・地区社協・地域コミュニティ組織・学校運営協議会 ・各種事業への参加:育成会主催のミニ集会・社会を明るくする運動、地区社協主催のサロン活動、高齢者見守り活動、地域コミュニティ組織主催事業、地区体育振興会主催の健民祭、入学式・卒業式・運動会等、観光協会事業の神社神輿【その他】 ・各種募金:市社協等への協力 ・広報回覧:県のたより・市社協だよりの全戸配布、学校や各種工事業者からのチラシ回覧 ・その他:各種工事の地元説明会開催協力、各種アンケートへの協力、地域要望のとりまとめ	依頼業務の中でも特に負担が重いとの声が大きい委員推薦事務について、関係所管を集めた府内連絡会議を定期的に開催し、推薦方法の見直しや委員の業務軽減・改善に向けて協議している。	あり
横浜市	68.9%	67.7%	66.7%	不明	・広報物の配布 ・委嘱委員の推薦 ・各種会議への出席等	—	・委嘱委員の推薦事務の簡略化 ・市連会を通じた情報周知方法の見直し ・行政からの町内会への回覧依頼の原則中止	統一的なマニュアルは無い
川崎市	57.7%	56.9%	55.9%	非公開	・町内会・自治会の回覧・掲示の広報依頼の一括配達業務 ・各種審議会等会議への委員就任及び出席依頼の取りまとめ業務	民生委員児童委員・青少年指導員・スポーツ推進委員の推薦等	・町内会・自治会の回覧・掲示の広報依頼の一元化 ・町内会・自治会連合組織への各種審議会等への委員就任及び出席依頼にかかる際のエントリーを一元化(年2回)	あり
横須賀市	81.32%	79.55%	79.12%	不明	・広報よこすかの配布に関する事 ・各種イベント・取組み等のご案内、チラシ掲示依頼	—	市からの送付文書に関するルールを設定し、量の軽減を図るとともに書式の統一を図っている。また、委員等のあて職についても調査・検討を行っている。	あり
鎌倉市	78.8%	78.0%	77.9%	地域の居住形態(戸建てや賃貸等)によって加入率の差が生じていると推察するが、原因の分析までには至っていない。	回覧板での行政文書の回覧依頼	なし	自治会町内会長より、回覧依頼が自治会町内会運営の負担になっているとの意見を頂戴していることから、令和8年度より、回覧文書の依頼回数を月2回から月1回に削減する予定である。	なし
逗子市	71.9%	70.7%	70.3%	全体の加入率は70.4%であるが、市中心部はマンション、アパートなどが多いため、加入率が低い特徴がある。	・懇話会や協議会のメンバーなどの参加 ・市民説明会など自治会掲示板等による周知	なし	なし	なし
三浦市	96.1%	95.4%	95.0%	地域別の加入率を把握していない	広報紙等配布業務委託	民生委員児童委員等、地域住民に担当していただく委員の推薦など	なし	非公開
相模原市	48.45%	47.01%	45.28%	加入率が高いのは住民の入れ替えが少ない地域となっており、低い地域は新たに高層マンションが増えているような都市部となっている。	所属ごとに依頼を行っているため把握していない	各審議会等へ委員等としての出席	・年度当初に府内全所属に、自治会に依頼したい内容について確認を行うとともに、不要な依頼は差し控えるように啓発を行っている。 ・チラシ等の回覧依頼が多く負担になるという声が多くあったため、多くの情報をまとめた「地域情報紙」という媒体を自治会連合会主体で作成しており、市はその支援(印刷費等の相当額の補助等)を行っている。	なし
厚木市	59.9%	57.8%	55.8%	加入率が高い地域 県営住宅等、管理組合と自治会が一体となっている地域や、大規模なニュータウン開発により形成された地域。 加入率が低い地域 外国人住民が多い地域。	・各種委員等の選出依頼 ・自主防災隊として各種訓練、避難行動要支援者の対応 ・地域福祉に関する各種事業(敬老祝い事業等) ・公園、緑地、道路等の清掃、除草等	広報・回覧物等の配布または回覧	・委員等について自治会選出自体の廃止 ・依頼時に別の手段での対応について協議	なし

自治体名	自治会加入率の推移 (%)			自治会の加入率の高い地域と低い地域の特徴	行政依頼業務について			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和6年度の実績	その他自治会が協力している業務	行政依頼業務の見直しに向けて、市として取り組んでいること	行政依頼業務についての府内マニュアルの有無
大和市	60.09%	58.47%	56.79%	市として地域ごとの加入率の特徴について把握できていない。	・市からの配布物の依頼(令和7年度から廃止) ・市からの自治会掲示板への掲示物の依頼(令和7年度から廃止) ・各委員の推薦依頼 ・地域の清掃依頼(清掃の日を定めている) ・避難行動要支援者の名簿作成 ・リサイクルステーションの管理・運営	なし	令和7年度から、市からの配布物と掲示物の依頼を廃止するなど、行政依頼の見直しを行っている。	なし
海老名市	65.0%	62.4%	60.2%	集合住宅単独の自治会は比較的加入率が高い	・回覧物配布業務 ・各種委員等推薦業務	一	なし	なし
座間市	41.81% (R4.4.1時点)	39.81% (R5.4.1時点)	38.03% (R6.4.1時点)	自治会区域と行政区割りが一致していないため 不明	・防災訓練 ・美化デーへの参加 ・回覧物配布 ・防犯パトロール	各種会議体の委員選出	一	なし
綾瀬市	非公開	非公開	非公開	非公開	地域の掲示板への掲示物の対応	一	自治会の加入率も下がってきていたため、そもそも自治会へ依頼することなのか、適宜、検討している。	非公開
平塚市	68.8%	66.8%	65.1%	非公開	委嘱委員の推薦	非公開	非公開	非公開
藤沢市	67.7%	66.0%	64.5%	藤沢市に限った特徴ではないが、マンション等の集合住宅が多くなってきた地域は低くなる傾向がある。	・防犯灯の維持管理 ・広報の配布 ・資源集積所の管理 ・地域回覧物の回覧	一斉清掃等の市主催イベントへの動員	市職員の全ての階層別研修にて、自治会・町内会の疲弊した状況を説明し、業務の見直しを働きかけている。	令和8年度に向けガイドラインを作成中
茅ヶ崎市	73.08%	72.48%	71.59%	非公開	・広報配布・回覧依頼 ・ごみ・資源物集積場所管理 ・各種委員推薦	詳細は茅ヶ崎市自治会ハンドブック(本市HP掲載)参照	見直しの検討に向けた調査	なし
秦野市	60.08%	57.03%	55.14%	【高い地域】市内の山側に位置し、人口密度が最も低い地域である。 【低い地域】大学があることから、自治会に加入していない学生世帯が多い。	・市から自治会への組回覧物の発送を月2回から1回に変更 ・単位自治会に対して交付する自治会交付金と廃棄物減量等推進活動交付金を統合し、自治会長の手続きを一本化 ・自治会ハンドブックの見直し	・民生委員児童委員、青少年指導員・青少年相談員、国勢調査員等の候補者の推薦 ・ごみ収集所の管理・運営	自治会に関連する課を対象に、「自治会の現状・課題や各課の状況の共有」を目的に「自治会応援庁内プロジェクト会議」を実施	なし
伊勢原市	78.5%	76.6%	75.1%	加入率が高い地域は古来からのコミュニティが継承されている。ただし、古来からのコミュニティが形成されても高齢化の進行により担い手不足が深刻な地域は低い傾向にある。また、人口流动性が高い地域についても低い傾向にある。	・広報紙・回覧板の配布 ・各種委員等の推薦依頼 ・市主催イベント等への協力・参加 ・防災訓練への協力・参加	・高齢者の見守り活動 ・防犯パトロール	府内関係部署と連携し、依頼業務の必要性の精査や負担度が高い業務の洗い出しを検討している。	なし
南足柄市	66%	63%	61%	非公開	・選挙立会い業務 ・委員等の推薦	不燃ごみステーションにおける分別立ち会い	自治会の立ち合いが不要な可燃ごみステーションにおけるカンピングの収集	なし

自治体名	自治会の負担軽減策について、市として取り組んでいること	自治会の役員や活動の扱い手不足の解消に向けて、市として取り組んでいること	自治会の加入促進に向けて、市として取り組んでいること	自治会のデジタル化について市として取り組んでいること
小田原市	・回覧・ポスター等依頼時のルールの徹底 ・府内連絡会議の開催 ・「市民と市長との地域活動懇談会」を通じてのヒアリング	休止した活動の継続や重複する活動の整理など、地域コミュニティ組織による補完を促すとともに、デジタル技術の活用による負担軽減策を模索している。また、自治会長ハンドブックに「自治会の合併について」の項目を設けるなど、加入世帯の減少や役員の不足などで自治会運営が困難となった際に、合併の検討を促している。	・住民窓口での加入促進チラシの掲示と転入者への配布 ・加入促進月間に合わせて広報紙の自治会特集記事の掲載 ・QRコードでの加入申込者の情報を該当自治会長に連絡 ・開発情報を該当自治会長に連絡 ・県宅地建物取引業協会小田原支部との自治会への加入促進に関する基本協定締結 ・デジタルサイネージ(アーケード)及びスマートポール(期間限定) ・住民窓口モニターに加入促進動画掲載	・メールアドレスを設定したタブレット端末を自治会長に貸出し、会議開催通知や会議資料・回覧・コミュなび(地域コミュニティ組織の活動の紹介)等を電子データで送付 ・広報委員長会議資料をHPに掲載 ・アンケートをフォームで回答 ・加入促進チラシの申込欄にQRコードを掲載
横浜市	・委嘱委員の推薦事務の簡略化や活動内容の広報の充実などの改善策の検討 ・市連会への議題提出に係る基準等、市連会を通じた情報周知の見直し ・行政の情報発信にかかる自治会町内会への回覧依頼の原則中止 ・デジタルツール等を紹介するガイドブックの作成・配布 ・デジタルツールの展示・相談会の開催	・負担軽減策・行政依頼業務(前述の通り) ・自治会町内会の「活動者・扱い手層」「リーダー層」を対象に、新たな参加者を増やすためのヒントなど、具体的な事例を踏まえた効果的な手法等を学ぶ講座等を実施	自治会町内会の活動紹介動画・事例集作成	自治会町内会の負担軽減に向け、自治会町内会の状況に応じたデジタルツール等を選択していただくため、デジタルツール等を紹介するガイドブックの作成・配布並びにデジタルツールの展示・相談会を開催。
川崎市	町内会・自治会への依頼事務の改善を市全体で取り組むため、依頼を行う各所管課が取り組むべき事項や依頼を行う際のルールを「町内会・自治会依頼ガイドライン」として定めている。	役員や活動の扱い手不足解消に向けたデジタル化の推進や加入促進活動等に取り組む町内会・自治会に対して「川崎市町内会・自治会活動応援補助金」制度を通じて、該当する活動の一部を補助している。	川崎フロンターレの協力により、選手画像を使用した啓発チラシを作成し、転入者をターゲットに、転入セットに同封して配布している。	デジタル化だけでなく、個々の町内会・自治会の悩みや課題を把握し、個々の課題に精通した近隣の町内会・自治会等地域における様々な主体をアドバイザーとして派遣するアドバイザー派遣事業や、その他、フローノ活動の普及を進める中でLINE・ホームページ・Facebook等のデジタルツールの紹介講座を開催している。
横須賀市	町内会・自治会の負担軽減について、R5年度から取り組んでいる。	町内会・自治会の業務軽減支援の一環として、デジタル化支援の検討を行っている。 また、市と横須賀市連合町内会が協力して、町内会活動のPR強化について検討を行っている。	促進チラシの配布。 また、市と横須賀市連合町内会が協力して、町内会活動のPR強化について検討を行っている。	現在検討中
鎌倉市	自治会・町内会から「役員の高齢化・なり手不足」「特定の会員しか活動しない」などの運営上の課題が挙げられており、それに応えるための情報提供目として、「自治会・町内会運営のためのブック」を作成し、窓口での配架や市ホームページ等にて周知している。	自治会町内会の活性化や持続可能な運営支援を目的として活動が効率化、また自治会町内会の活動を可視化する等、「自治会・町内会運営のためのブック」を作成し、窓口での配架や市ホームページ等にて周知している。	本市の転入届出の窓口(各支所を含む)にて、加入案内のチラシを配布し、市ホームページでも掲載している。	令和6年10月から令和7年3月まで、市内の今泉台町内会にご協力をいただき、LINE公式アカウントを利用したデジタル回覧板の実証実験を実施した。同実証実験の結果を踏まえ、現在はデジタル化の支援策について検討を行っている。
逗子市	自治会掲示板の使用など市事業の周知に係るチラシは必要最小限で依頼している。	HPにて加入促進チラシを掲載	HPにて加入促進チラシを掲載	単位自治会に対しては行っていない。
三浦市	なし	なし	なし	なし
相模原市	・年度当初に府内全所属に、自治会に依頼したい内容について確認を行うとともに、不要な依頼は差し控えるように啓発を行っている。 ・チラシ等の回覧依頼が多く負担になるという声が多くあったため、多くの情報をまとめた「地域情報紙」という媒体を自治会連合会主体で作成しており、市はその支援(印刷費等の相当額の補助等)を行っている。	・自治会の負担軽減に取り組んでいる。 ・チラシ等の回覧依頼が多く負担になるという声が多くかったため、多くの情報をまとめた「地域情報紙」という媒体を自治会連合会主体で作成しており、市はその支援(印刷費等の相当額の補助等)を行っている。	(これまでに行っている取組) ・転入者等に窓口部署でリーフレット等の配布 ・図書館の期限票の裏面に自治会情報を掲載 ・11~12月の強化月間及び3~4月の転入時期に加入促進の横断幕等設置等 ・イベントの際にブース出展やチラシ等の配架を行い、自治会加入促進の強化を行っている。 ・自治会紹介カード(名刺サイズ)の作成及び配布、警察署等での配架を行っている。	・自治会回覧板の電子化について検討を行っている。 ・市自治会連合会を通じ、高齢者向けの「スマホ講座」や、ホームページ・SNSをはじめとするデジタルツールの効果的な活用事例の紹介等を行っている。
厚木市	自治会への依頼事項の全般的な見直しを実施。	市が依頼している各種委員等の選出について見直しを実施。	令和7年度自治会加入促進パンフレットを作成し、事業者による全戸ポスティングを実施予定。  ○継続実施している主な事業 ・自治会加入促進チラシを作成し、転入時に配布 ・市広報誌に加入促進記事掲載 ・マンションや宅地分譲等の開発申請時に、入居者への自治会加入促進について、開発業者に協力を依頼 ・宅地建物取引業協会県央支部、全日本不動産協会神奈川県本部がみ支部、厚木市自治会連絡協議会、市で加入促進等に関する協定を締結	厚木市自治会連絡協議会と協力し、電子回覧板の導入・運用を実施。

自治体名	自治会の負担軽減策について、市として取り組んでいること	自治会の役員や活動の担い手不足の解消に向けて、市として取り組んでいること	自治会の加入促進に向けて、市として取り組んでいること	自治会のデジタル化について市として取り組んでいること
大和市	・市からの配布物を廃止 ・自治会掲示板への掲示依頼の廃止 ・補助金の内容を簡素化 ・負担軽減等の先進的事例に対する補助金新設	前述の自治会の負担軽減策を行い、活動の負担を軽減することで、担い手不足の解消に取り組んでいる。	・前述の自治会の負担軽減策で、加入促進に取り組んでいる ・地域活動に対する補助金で金銭的支援 ・転入者への自治会加入のチラシの配布 ・NPO法人と協働事業で加入促進の取り組みを行う(スポーツイベントの実施)	・デジタル化の先行事例の紹介 ・NPO法人と協働事業でデジタル化の取り組みを行う(会計アプリの導入・zoom会議の実施支援)
海老名市	現在、特になし	自治会の支援策として自治会連絡協議会、行政、各種団体で現在、検討中	自治会の支援策として自治会連絡協議会、行政、各種団体で現在、検討中	自治会用SNSの活用を進めている。 その他、自治会の支援策として自治会連絡協議会、行政、各種団体で現在、検討中
座間市	自治会運営に要する経費の一部補助	・商業施設や市役所内での加入PR活動 ・転入者への自治会加入チラシ配布	・商業施設や市役所内での加入PR活動 ・転入者への自治会加入チラシ配布	自治会の事務局は行政とは別に独自で運営しているため、事業者から提供された資料などの情報提供を行っている。
綾瀬市	市から自治会員へお願いする充て職数の減少に努めている。	・役員の活動については、年に1回6月ごろに自治会に向けて、研修会を実施している。 ・担い手不足については、現在、本市でも対応に困っている状況である。	加入促進に向けて、転入者へ自治会加入のチラシ配布や以前は、宅建協会に自治会加入に向けて意見交換を行った。	自治会の電子回覧に向けて、企業からの説明会を実施するなど、自治会へ情報共有を図っている。
平塚市	非公開	非公開	・加入促進リーフレットの配布及び加入促進ポスターの掲示 ・平塚市緑化まつりにて、自治会加入促進キャンペーン実施 ・広報誌「平自連だより」自治会の特色ある取組み事例の紹介 ・自治会長研修会にて、加入促進についての講演を実施「若年層はなぜ自治会に入らないのか？」	平塚市が管理・運営している地域向けポータルサイト「ちいき情報局」の活用。また、地域課題解決推進事業交付金やコミュニティ助成事業などを通じたデジタル機器購入費などの財政面での支援
藤沢市	負担軽減、魅力度向上、周知啓発の3つの柱を掲げた、「ふじさわ自治・町内会支援戦略」をとりまとめ、持続可能な自治会・町内会運営の支援に取り組んでいる。	コミュニティ設計アドバイザーと協働し、アクションプランブックを作成。自治会運営の新たな参考書として周知している。	担い手不足解消の処方箋とまではいかないが、自治会会員限定のイベントを市主催で実施している。 (「湘南の宝石」点灯体験等)	NPO法人と協働し、電子回覧板の普及を目標に説明会等を実施している。
茅ヶ崎市	手続きの電子化、自治会の業務負担軽減に向けた調査・検討、自治会ハンドブックでの自治会運営に関する情報提供	担い手不足の解消に向けて、役員の負担軽減が必要であることから、市依頼事項の把握と見直しの検討に向けた調査や、市依頼事項手続きの電子化を行っている。	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会と連携して加入促進事業を実施。転入者は加入案内を配布している。自治会がないエリアには、自治会設立についてのパンフレットや加入促進チラシを配布。令和6年度には新たな加入促進チラシを作成し、ホームページでの掲載や防災イベントでの配布を行った。	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会と連携して、電子回覧等の市内事例の情報収集及び研修会での事例発表会を予定。
秦野市	・ 市から自治会から就任を依頼する審議会等の見直し。 ・ 自治会への交付金の申請に係る書類の様式を見直し自治会長の負担を軽減 ・ 自治会ハンドブック、自治会活動の事例集の作成	自治会活動改善事例集を作成し、自治会の好事例を各自治会に共有	・ 市内転入者に対し戸籍住民課窓口で「自治会加入促進チラシ」を配付 ・ 広報紙「広報はだの」3月号に「地域まちづくり特集号」として、自治会加入促進に関する内容を掲載	自治会SNS「いちのいち」を導入し、組回覧のデジタル化や会員同士のスマートなやり取りを支援
伊勢原市	R6年度自治会役員対象にした自治会活動に関するアンケート調査を実施し、運営上の困りごとなど、自治会の現状を把握した。今後、アンケート結果をもとに地域と協力し軽減策を進めていく。	R6年度のアンケート結果や他市町村との意見交換を通じ、担い手不足等の地域課題に対する方策を検討している。	転入者へのパンフレット配布や市広報での加入の呼びかけを行っている。	電子回覧板の導入について検討している。
南足柄市	広報誌のポスティング、電子回覧アプリの導入支援	電子回覧アプリの導入を支援し、後継者となる若い世代の取り込みを図っている。	転入者に対する自治会加入チラシの配付、ハザードマップに加入を促すチラシを同封して配布、広報誌に自治会に関する記事を掲載	電子回覧アプリの導入を支援している。